

菊陽町国民健康保険に加入している人へ 新年度の菊陽町国民健康保険 被保険者証を交付します

●簡易書留で郵送します

新しい保険証を郵便局の「簡易書留」という方法で3月下旬に郵送します。「簡易書留」とは、郵便局員から手渡しで配達される郵便で、配達時に受領印が必要です。

●留守などの場合は「再配達」か「直接熊本北郵便局で受け取り」

配達時に、留守などで不在の場合には、熊本北郵便局から「不在連絡通知書」がポストに入られます。この場合は、通知書に従い、次のいずれかを選択してください。

- ①再配達希望日を連絡する。
- ②熊本北郵便局で直接保険証を受け取る。

②の場合には、通知書、身分証明書、印かんが必要です。ただし、通知書に記載された期間内に限ります。記載された期間を過ぎると役場に返送されますので、健康保険課に受け取りに来てください。

また、人間ドックの案内も同封しますので、ご希望の人は4月9日(金)までに申込書を健康・保険課または武蔵ヶ丘支所に提出してください。

●ご注意ください

国民健康保険税に滞納がある世帯には、保険証の交付と納税相談の通知を別途送付します。有効期限を過ぎた保険証は、各自で適正に処分してください。



今年の保険証はふじ色です



退職・就職をした場合、健康保険証の 切り替え手続きが必要です

●勤めていた会社を退職した(すぐに再就職をしない)場合の手続き

●健康保険の任意継続をする(※1)

退職日から20日以内に健康保険の保険者へ申請をしてください。

○国民健康保険に加入する

退職日から14日以内に健康・保険課または武蔵ヶ丘支所へ届け出をしてください。

加入に必要な書類

- ・退職した会社から被保険者・被扶養者の「健康保険の資格喪失証明書」印かん
- ・年金受給者は「年金証書」(年金手帳ではありません)

●新しく就職して、会社から健康保険証の交付を受けた場合の手続き

○国民健康保険を脱退する

健康・保険課または武蔵ヶ丘支所へ届け出をしてください。

脱退に必要な書類

- ・新たに交付を受けた「健康保険証(全員分)」
 - ・「菊陽町国民健康保険被保険者証」印かん
- ただし、被扶養者がいる場合、健康

保険証に扶養認定日の記載がなければ、会社などが発行する「健康保険の資格取得証明書」が必要です。

国民健康保険の加入日は、届け出をした時点ではなく、前の健康保険の資格を喪失した時点からの加入になります。また、国民健康保険税も前の健康保険資格を喪失した時点にさかのぼって計算するので、早めに入手続きをしてください。

※国民健康保険税に滞納がある場合は、役場でのみ届け出を受け付けます。

※1 健康保険の任意継続とは

健康保険(国民健康保険以外)の被保険者期間が、退職した日まで継続して2カ月以上あれば、2年間継続できることをいいます。

任意継続の保険料は、退職時の標準報酬月額から算出するので、前年の所得をもとに計算する国民健康保険税に比べて、低額になる場合があります。

そのため、任意継続した場合の保険料と国民健康保険にした場合の保険税を比べることも、加入する保険を決める方法のひとつです。

「特定健診・特定保健指導」 受けましたか?

●みんな知っている「特定健診」

特定健診は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の早期発見を目的とした健診です。検診の結果、生活習慣の改善が必要な人には保健指導(特定保健指導)を行うことが法律で決められています。これは、医療保険者に義務づけられており、町では、保険者として国民健康保険の特定健診・特定保健指導を行っています。

●若い人に多い未受診者

菊陽町国保が定めている特定健診等実施計画では、平成24年度の受診率の目標を65%にしていますが、それにはまだまだ足りない状況です。若いうちから生活習慣病の予防が必要です。より多くの若い人が検診を受けることが大切になります。

●保健指導が脱メタボのチャンス

メタボリックシンドローム自体には症状がありません。しかし、放置すると、心臓病や脳卒中、人工透析につながる慢性腎臓病など重い病気に進行する可能性があります。毎年、健診を受け、体の状態を確認し



ましよう。

昨年、何らかの事情で受けられなかった人も、今年は特定健診・特定保健指導を受けて、自分の生活習慣を再確認しましよう。

もちろん国民健康保険以外の人でも、各医療保険の指定健診機関で特定健診を受けましよう。

高額医療・高額介護 合算療養費制度

●高額医療・高額介護合算療養費制度とは

医療と介護の両方のサービスを利用して世帯の負担を軽減する制度です。

世帯内の国民健康保険の被保険者全員が、1年間(平成20年8月～平成21年7月末)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

ただし、平成20年4月～平成21年7月末の16カ月間の自己負担額が、一定の基準額を超える場合には、その超えた額と支給額を比べ、大きい額を支給します。

●対象者には、お知らせが届きます

菊陽町国民健康保険の被保険者で支給の対象となる人には、3月中にお知らせします。お知らせが届いた場合は、健康・保険課の窓口へ申請してください。

ただし、平成20年4月～平成21年7月末までの間に、市町村を越えて転入・転出した人や他の医療保険から国民健康保険に移った人には、お知らせができない場合があります。

生計困難者の人へ 介護保険サービスの 利用者負担軽減制度

生活困難者が、社会福祉法人が行う介護保険サービスを利用する場合に、利用者負担額の原則4分の1(老齢年金受給者は2分の1)を軽減する制度です。

■軽減対象者の要件

市町村民税非課税世帯であって、その人の収入や世帯状況、利用者負担などを総合的に配慮し、生計が困難と市町村が認められた人が対象です。



問い合わせ

健康・保険課

介護保険係

☎ 232-4912

問い合わせ

保険証に関する手続き
保険税に関すること

健康・保険課
税務課

国民健康保険係

☎ 232-4912
☎ 232-4911